

仕 様 書

1 業務名

豊水まちづくりセンター・地区会館構内除雪業務

2 所在地

札幌市中央区南8条西2丁目

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

受託者は以下のとおり豊水まちづくりセンター・地区会館構内の除雪を行うものとする。

(1) 作業箇所（別添図面のとおり）

豊水まちづくりセンター・地区会館駐車場等

(2) 除雪作業方法

ア 原則、タイヤショベル（1.4～2.0㎡）にて行うものとするが、敷地及び建物の配置の関係上、作業の難しい場所については委託者と協議の上で、小型ロータリー（ハンドガイド式）等を用いても可とする。

イ 作業員として、タイヤショベル運転手（1ポスト）、助手（普通作業員）（1ポスト）、交通誘導員（1ポスト）の計3ポストを配置する。

ウ 倉庫前の車止め用のポールが立ち上がっている場合には、必ず下げたうえで作業を行うものとする。

エ 積雪量が概ね10cm以上となった場合に行うものとする。なお、10cm未満であっても委託者が必要と認めた場合は作業を行うものとする。

オ 原則として早朝に行い、午前8時00分までに完了するものとする。なお、委託者が認めた場合は、この時間以降も行うものとする。

カ 除雪した雪の集積は、委託者が指定した場所に行うものとする（排雪は不要）。その際、建物・設備、植栽、歩車道、隣地に影響を及ぼすことのないよう留意すること。また、外部からの排雪が持ち込まれないよう注意すること。

キ 作業に際し、公道除雪車による除雪作業後の残雪が門前にある場合については、併せて除雪すること。

(3) 予定数量

19回

数量は、過去の実績に基づき算出したおおよその数量であり、その数量を確約したものではありません。入札書の記載金額（単価）の算出にあたっては、十分留意すること。

仕 様 書

5 安全の確保

作業の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、作業中に発生した事故については、受託者が一切の責任を負うこと。また、敷地内外の歩行者の安全、植栽・芝生の保護、建物・設備及び路面等の保護に十分注意すること。受託者は作業の安全が確認できず、作業を行えないような状況が発生した時は速やかに委託者に報告を行うものとする。

※ 特にスロープ、階段、駐車場（軒下）、倉庫横の落雪に注意すること。

6 施設等の破損

作業の実施にあたって、舗装面、境界杭等の施設、工作物等を破損し、又は破損箇所を発見した場合は、速やかに委託者に連絡し適切な処置を行うものとする。

また、駐車場内に敷き詰められている砂利を削り取らないよう、留意すること。砂利が削り取られた場合は、除雪作業後に整備を行うものとする。

7 業務報告

(1) 除雪業務報告書の提出

受託者は、作業の終了した翌日までに、実施した作業状況を記載した除雪業務報告書を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

(2) 実績報告書及び業務完了届の提出

受託者は、実施した作業について、月ごとにタイヤショベル等の稼働回数及び時間を集計した実績報告書を業務完了届と合わせて委託者に提出すること。

8 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行に際し、以下の事項に注意を払うなど、環境負荷の低減に努めること。

(1) 極力低公害車の使用に努めること。

(2) 急発進、急ブレーキの防止、アイドリングストップを徹底すること。

(3) 業務において使用する紙類などは極力環境に配慮したものとする。

9 その他

本業務仕様書に記載のないものについては、委託者と受託者双方で協議しその処理を図ることとする。

10 担当

中央区市民部総務企画課庶務係 津幡(つばた)

TEL:011-205-3205 FAX:011-261-2991

豊水まちづくりセンター構内除雪場所

